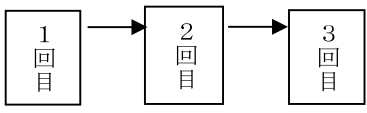
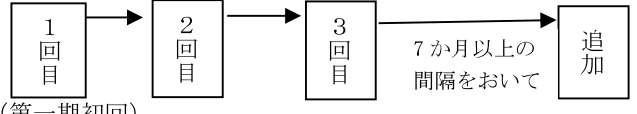
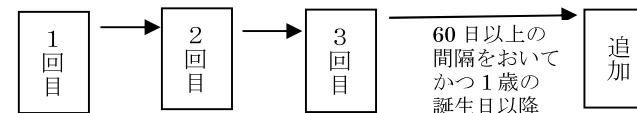
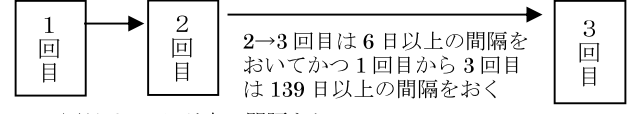
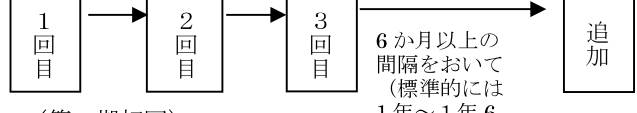
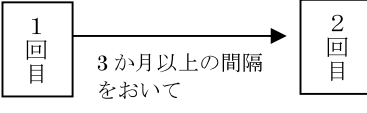
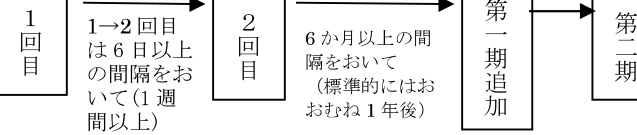
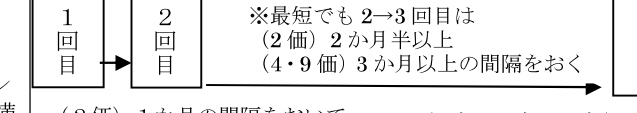


定期予防接種

～予防接種は市内実施医療機関で行っています～ (令和6年3月作成)

予防接種名		対象年齢	接種回数	受け方
ロタウイルス	ロタリックス (経口接種)	出生6週0日後～ 24週0日後までの間 にあるもの	2回	 <p>●ロタウイルスワクチンは2種類あり、どちらも生ワクチンで飲むワクチンです。どちらかのワクチンを接種してください。 2回目以降は1回目と同じ種類を接種します。</p> <p>『ロタリックス、ロタテック』2回目は1回目から27日以上の間隔をおいて『ロタテック』3回目は2回目から27日以上の間隔をおいて ※1回目の接種は出生14週6日後までに</p>
	ロタテック (経口接種)	出生6週0日後～ 32週0日後までの間 にあるもの	3回	
ヒブ ※五種混合を接種する場合はヒブが含まれているため、ヒブ単独で接種はしません。	2か月～ 5歳未満	生後2～6か月 で開始した場合 初回3回、追加1 回(合計4回)	 <p>(第一期初回) それぞれ27日以上の間隔をおいて (第一期追加)</p>	
小児用肺炎球菌	2か月～ 5歳未満	生後7か月以上 で接種を開始す る場合は接種回 数は異なります	 <p>(第一期初回) それぞれ27日以上の間隔をおいて (第一期追加)</p> <p>60日以上の間隔をおいてかつ1歳の誕生日以降</p>	
B型肝炎	1歳未満	3回	 <p>1→2回目は27日以上の間隔をおいて 2→3回目は6日以上の間隔をおいてかつ1回目から3回目は139日以上の間隔をおく</p>	
BCG	1歳未満	1回	標準的な接種期間は生後5か月～8か月	
五種混合 (百日せき・ジフテリア・破傷風・ポリオ・ヒブ) ※令和6年4月～ 定期接種となる ※四種混合 (五種混合を接種す る場合は、四種混合 を接種しません。)	第一期 2か月～ 7歳6か月未満	初回3回 追加1回 (合計4回)	 <p>(第一期初回) それぞれ27日以上の間隔をおいて (第一期追加)</p> <p>1→2回目、2→3回目は いずれも、20日以上の間隔をおいて</p> <p>6か月以上の間隔をおいて(標準的には1年～1年6か月までに)</p> <p>※令和6年4月から、五種混合が定期接種となり、基本は五種混合となりますが、当面の間は四種混合ワクチンも使用できます。 また、同じワクチンで接種することが原則ですので、四湯混合で接種を行った人は、いままで通り四種混合で接種してください。</p>	
二種混合 (ジフテリア・破傷風)	第二期 11～13歳未満	1回	<p>乳幼児期に五種混合、四種混合、三種混合または二種混合でジフテリアと破傷風の予防接種を3回以上接種している人が乳幼児期につけたジフテリアと破傷風の免疫を継続させるために接種します。</p>	
麻しん風しん (MR) 混合	第一期 1歳～2歳未満	1回	麻しん(はしか)・風しん(三日はしか)にかかった人は、かかっていない病気のワクチンを接種することもできます。	
	第二期 小学校就学前の1年間 (年長児クラス該当)	1回	令和6年度(令和6年4月1日～令和7年3月31日)は平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれの人が対象で年度内が接種期間です。	
水痘	1～3歳未満	2回	 <p>標準的には12～15か月で1回目を接種し、6か月～1年の間隔をおいて2回目を接種</p> <p>3か月以上の間隔をおいて</p>	
日本脳炎	第一期 3歳～ 7歳6か月未満	初回2回 追加1回 (合計3回)	 <p>6か月以上の間隔をおいて(標準的にはおおむね1年後)</p> <p>第一期追加</p>	
	第二期 9～13歳未満	1回		
【特例】平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの人は、20歳未満の間、合計4回まで接種できます。				
子宮頸がん (HPVワクチン)	小学校6年生～高校1年生に相当する年齢の女子 標準的接種年齢： 中学1年生に相当する年齢	3回 (9価ワクチンのみ、15歳未満の場合は2回接種も可能です)	 <p>※最短でも2→3回目は(2価)2か月半以上(4・9価)3か月以上の間隔をおく</p> <p>(2価)1か月の間隔をおいて (2価・4価・9価)標準的には1回目から6か月の間隔をおいて</p> <p>(4価) } (9価) } 2か月の間隔をおいて</p>	
【キャッチアップ接種】令和7年3月まで 平成9年4月2日生まれ～平成20年4月1日生まれの女子も定期接種として接種できます。				

●予防接種の対象年齢の「〇歳未満」とは誕生日の前日までです。

※予防接種対象者は接種時点で和泉市に住民登録があり、各予防接種の対象年齢内で、法律で決まっている接種回数内の人です。

(お問合せ先: 健康づくり推進室 予防推進担当 ☎58-6038)